

国立大学法人一橋大学の会計監査人候補者の選定について（募集公告）

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人による監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされています。

ついては、令和 5 年度の本学の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方から企画提案書を募集しますので、応募される方は、下記により関係書類の提出をお願いします。

記

1 提出書類の提出期限

令和 5 年 3 月 20 日（月）【郵送又は持参、16 時必着】
提出書類の受領後の差替え及び返却には、一切応じません。

2 提出書類及び部数

- (1) 提案書 紙媒体（A 4 判） 6 部
- (2) 監査報酬見積書（令和 5 年度～令和 7 年度分） 各年度 1 部
※上記（1）及び（2）の作成にあたっては、別紙「提案書の記載事項について」をご参照ください。
- (3) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 6 部
- (4) 会社法第 337 条第 3 項における欠格事由がないこと及び公認会計士法第 24 条他による特別の利害関係がないことを証した書面 1 部

3 提出先及び問い合わせ先

〒186-8601 東京都国立市中 2-1
国立大学法人一橋大学監査室（担当：都築）
Tel 042-580-8924 e-mail: aud-ka.g@ad.hit-u.ac.jp

4 その他

- (1) 会計監査人の資格について
 - ① 準用通則法第 41 条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
 - ② 会社法第 337 条第 3 項における欠格事由のないこと。
 - ③ 公認会計士法第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 34 条の 11 及び第 34 条の 11 の 2 並びに公認会計士法施行令第 7 条及び第 15 条における特別の利害関係等のないこと。
 - ④ 国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則第 6 条及び第 7 条の規定に該当しない者であること。
 - ⑤ 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2) 会計監査人候補者の選定対象期間及び契約期間について

今回の選定は、令和5年度から令和7年度までの3年間の会計監査人候補者の選定といたします。ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受ける必要がありますので、契約は単年度契約となります。

令和6年度及び令和7年度については、会計監査人候補者から監査業務実績報告及び次年度の監査計画書をご提出いただき、その内容を本学において評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとなります。

なお、今回選定した監査法人等が会計監査人に選任された後、公認会計士法に基づく行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しを行いますのでご留意願います。

(3) 選定方法等について

本学の会計監査人候補者選定委員会において、①書類審査及び②プレゼンテーション形式による企画審査を実施します。各審査の実施方法は次のとおりです。

① 書類審査について

本学の会計監査人候補者選定委員会にて策定した「会計監査人候補者選定基準」に基づき、ご提出いただいた提案書及び見積書の内容について審査を実施します。

書類審査の結果をもとに、②のプレゼンテーション形式による企画審査にご参加いただく応募者（以下、「プレゼンテーション参加者」という。）を決定します。書類審査の結果は、令和5年3月23日（木）頃、お知らせいたします。

② プレゼンテーション形式による企画審査について

令和5年3月28日（火）に実施予定です。プレゼンテーション実施の詳細は、プレゼンテーション参加者に対し、後日担当者からご連絡いたします。①の書類審査及び②のプレゼンテーションによる企画審査の結果を総合的に勘案し、候補者を選定します。

(4) 守秘義務事項の指定について

応募者から提出された提案書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となります。つきましては守秘することを要望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項をご指定ください。

(5) 本学の概要等について

本学の概要は、次のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

本学ホームページ：<https://www.hit-u.ac.jp/>

大学組織の概要：<https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/index.html>

財務諸表等：<https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/zaimu.html>

(6) 今後のスケジュールについて

①提案書等の提出期限：令和5年3月20日（月）16：00 まで

②書類審査結果通知：令和5年3月23日（木）頃

③プレゼンテーション実施：令和5年3月28日（火）

④選定結果の通知：令和5年4月下旬

⑤会計監査人の選任（文部科学大臣通知）：令和5年6月頃

以上

提案書の記載事項について

【1】提案書の記載事項

※ 提案書は令和5年1月1日時点で作成してください。これにより難しい場合は、作成した基準日を明記願います。

(1) 監査法人等の概要

- 1-1 名称、代表者氏名、所在地、出資金（資本金）
- 1-2 令和3年度業務収入（営業利益）
- 1-3 令和3年度経常利益（当期利益）
- 1-4 人員数（代表社員数、公認会計士数、会計士補数、国立大学法人監査従事者数、その他）
- 1-5 今回の監査を主として担当する事務所の人員数及び特徴
- 1-6 関与（監査）会社数（令和3年度）
 - ①国立大学法人
 - ②独立行政法人
 - ③私立大学
 - ④企業（東証一部上場企業、左記以外の企業）

(2) 会計監査人業務の提案

（令和5年度～令和7年度。複数年度にわたる期間を通した監査を考慮してご提案ください。）

- 2-1 監査実施の基本方針及び考え方（着眼点、重点項目）
- 2-2 監査実施手法（監査の種類（項目）、監査手順 等）
- 2-3 監査実施体制（監査チーム構成、監査従事予定者（国立大学法人・独立行政法人・私立大学等での監査経験を明記）、サポート体制）
- 2-4 監査計画（年間の予定監査項目及び実施日程、監査予定日数 等）
- 2-5 監査における助言・指導的機能に対する考え方
- 2-6 役員、監事、内部監査部門との連携（考え方、具体的対応）

(3) その他参考となる事項

- 3-1 品質管理体制、過去3年間に金融庁の処分等を受けたことがある場合はその内容
- 3-2 本件の内容についての問合せ先及び担当者
- 3-3 提出書類の中で守秘を希望される事項

【2】監査報酬見積書（令和5年度～令和7年度、各年度作成）

- 1 執務予定日数（延べ人人数も記載）
- 2 見積額及びその算定内訳（旅費等の必要経費含む。）
- 3 監査日数等に大幅な変更が生じた場合の処理方法について

※監査報酬見積書については、令和5年度から令和7年度までの3年間の平均額をもって評価いたします。ただし、毎年度の契約に当たっては、それぞれの年度の費用を参考といたしますが、監査計画の変更や物価の大幅な変動等により見積費用を変更せざるを得ない場合は、当該年度の監査計画及び見積費用の積算内訳に変更理由を付して提出願います。